

## 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の設置要項

### （設置）

第1条 校務運営規程 第4章第25条第2項に基づき、「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

### （担当者の構成）

第2条 担当者は、男性職員及び女性職員で構成することとし、校長が指名する。

### （業務内容）

第3条 担当者は、次の業務を遂行する。

- （1）教職員及び児童生徒から、体罰及びセクシュアル・ハラスメント等に係る相談を受け付ける。
- （2）相談を受けた者は、速やかに校長へ報告するとともに、他への守秘を厳守する。
- （3）校長は、相談の報告を受けた場合、速やかに事実を確認し、市教育委員会学事課への報告等、必要な措置を講ずるものとする。

### （その他）

第4条 この要項に定めるもののほか、当該相談窓口の運営等について必要な事項は、校長が定める。

### 附則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。